愛知県義務教育問題研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定 会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 傍聴人の人数 会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、会長に申し込むものとする。 なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開 始し、会議の開始の10分前に締め切る。

定員を超えた場合の取扱い

締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちか ら、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではな 110
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会 長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可し た場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナ
- ーモードにしておくこと。 (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、 飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等 の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、 又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでは ない。

9 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うこ とができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の 退場を命ずることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成31年2月1日から施行する。